

一般社団法人日本内部監査協会

CIAフォーラム運営要綱

〔1〕 名称

本組織は、一般社団法人日本内部監査協会（以下、日本内部監査協会）CIAフォーラムと称する。

〔2〕 目的

CIAフォーラム研究会（以下研究会）は、日本内部監査協会の目的に沿って、内部監査及び関連する諸分野についての理論および実務の研究を行い、内部監査の品質向上および内部監査人の専門能力の向上を推進する。研究会は、専門職たるCIAとしての研鑽の機会であり相互交流も目的とする。

CIAフォーラム研究会の活動は、個人や特定組織の営利を追求するものではない。また研究活動の成果はその研究会にとどまることなく、広く内部監査の品質向上、内部監査人の専門的能力の向上に活かされることが期待される。このボランティア精神と、知識と経験の共有による専門能力の向上（プロGRESS・スルー・シェアリング/Progress through sharing）が研究活動の基盤である。

〔3〕 構成

本組織は、日本内部監査協会に属する公式な組織であり、同会に加盟している正会員に所属している者、または個人会員（以下、会員とする）のうちCIA・CCSA・CFSA・CGAP・CRMA資格保持者（以下、CIAホルダーという）、且つ資格状態がACTIVE（有効）である方をもって構成する。尚、本組織を構成しているCIAホルダーは、テーマ毎に区分された研究会に属するものとする。

〔4〕 研究活動範囲

本組織における研究活動範囲は、次のとおりとする。

1. 内部監査及び関連する諸分野における実施状況の調査・研究。
2. 内部監査の規程ならびに実施手続・要領等の研究。
3. 内部監査及び関連する諸分野における実務遂行上の諸問題の研究。
4. 内部監査及び関連する諸分野の手法やアプローチの研究。
5. 内部監査及び関連する諸分野における業界及び内部監査を取り巻く環境変化、新しい考え方についての研究。
6. その他、研究を行うにあたって必要な事項ならびに研究途上において生じた問題点についての調査・研究。

〔5〕 入会及び退会手続き

本組織への入会及び退会手続きについては、次のとおりとする。

1. 入会する場合は、CIAフォーラム研究会入会申込書兼活動継続申込書（以下、申込書とする）を日本内部監査協会事務局（以下、事務局とする）宛に提出するものとする。
2. 退会する場合は、CIAフォーラム研究会退会届を事務局宛に提出するものとする。

〔6〕 世話人及び世話人会

本組織は、原則3名以内の世話人を設置する。各世話人は世話人会を構成し、うち1名を代表とする。尚、世話人及び世話人会の役割は、次のとおりとする。

1. 任期は2年とし、選出については事務局より推薦し、活動中の座長総数の3分の2の賛成をもって選任する。但し再任を妨げない。
2. 新規研究会及び研究会内新規分科会立ち上げの申請があった場合には、審議の上、認定を行うものとする。
3. 必要に応じて研究会の活動状況について報告を求める（議事録・資料等の提出を含む）。
4. 適宜、適切な案件・新規の案件・課題の発掘・提案を行う。
5. 研究会の座長とメンバー（候補者）との間のトラブルについて仲裁をする。
6. 特段の事情がある場合に、研究会の停止または解散、座長

の解任、メンバーの研究会からの退会を事務局の了解のもと、決定できる。

7. 必要に応じ、活動中の座長を集め、意見を求めることができる。

〔7〕 座長

研究会における座長は、次のとおりとする。

1. 役割

- ①適切に研究会を運営するものとする。

2. 選任・任期

- ①新規研究会（分科会含む）の設立時及び既存の研究会（分科会含む）座長の交代時に、世話人会の承認を得て正式に選任されるものとする。任期は原則として成果物作成・報告までとし、最長2年とする。但し再任を妨げない。

3. 運営

- ①募集人数の判断を行うものとする。
- ②メンバーの入会と退会の判断を行うものとする。
- ③申込書をメンバーより集め、事務局へ提出するものとする。
- ④守秘義務に留意し、情報の保護に留意し、またCIAとして品位確保に努めることとする。
- ⑤半期毎に事務局宛に研究活動進捗状況及びメンバー在籍状況を報告するものとする。
- ⑥研究会開催時にメンバーより出欠管理表に署名をもらい、管理するものとする。
- ⑦成果物が承認された後、または成果物がなくても2年経過した場合、メンバーと以下のことを確認する。

I 研究会の継続または解散

II 継続する場合は退会メンバーの有無、新規メンバー

募集の有無、座長の選任（新任あるいは再任）

- ⑧会員サイト内CIAフォーラム専用ページの管理（登録・変更）を行うものとする。
- ⑨コンサルタント等の参加の可否、参加人数割合を決定す

ることができるものとする。また入会にあたり面接を行い入会の可否を決定することができるものとする。

4. 成果物の取り扱い

成果物とは、研究会の成果としてまとめられた文章や図表のことであり、品質と公表について当該研究会以外の座長のレビューコメントと世話人の承認を受け、事務局の最終承認を得たものを成果物という。尚、承認については、以下の手順に従うものとする。

- ①座長は、成果物に対し、第一義的な責任（成果物の一定の品質を保つこと）を負うものとする。
- ②座長は、事務局を通じ、当該研究会以外の座長に成果物の品質のレビューを依頼する。
- ③座長は、レビューコメントへの対応と成果物の最終化を行う。
- ④座長は、世話人会及び事務局に承認を依頼する。
- ⑤座長は、ディスクレマー文を必ず記載するものとする。

*ディスクレマー文例

「『CIAフォーラム』は、CIA資格保持者の研鑽及び相互交流を目的に活動する、一般社団法人日本内部監査協会の組織上の研究会のひとつである。各CIAフォーラム研究会は、担当の座長が責任をもって自主的に運営し、研究期間、目標成果を設定し、研究成果を発信している。

この研究報告書は、CIAフォーラムXXX研究会が、その活動成果として取りまとめたものである。報告書に記載された意見やコメントは、研究会の見解であり協会の見解を代表するものではない。」

- ⑥日本内部監査協会は、協会の判断で成果物を協会ホームページや協会機関誌等の刊行物に掲載したり、協会の主催するセミナー等で使用することがある。

〔8〕研究会

研究会は、次のとおりとする。

1. 設立する場合、研究テーマ・目標成果・活動方法・座長・募集要項を明記し、事務局まで連絡をする。その後世話人

会で審議の上、設置の認定をするものとする。尚、研究テーマは、〔4〕の「研究活動範囲」に沿ったものを設定するものとする。

2. 研究会への参加は原則1組織体1名とする。但し、同じ組織体の複数参加については、各研究会の座長の判断によるものとする。
3. 人員は原則5～15名とする。但し、CIAホルダーの総人数が少ない地域については、世話人会の判断による。
4. 必要に応じ、分科会を設立することができる。但し、分科会の設立は、母体となる個別研究会のテーマと関連のあるテーマで研究活動を行う場合、及び個別研究会参加人数の増加によりひとつの個別研究会では活動に支障をきたす場合とする。

また、分科会の表記は、母体となる個別研究会と分科会の研究テーマを併記するものとする。

5. 分科会を設立した場合、全体を統括する統括座長、各分科会毎に分科会座長を置くこととする。統括座長、及び分科会座長の選任については、当該研究会メンバー間で推薦し、世話人会の承認を得て正式に選任されるものとする。

〔9〕 CPE単位

研究会におけるCPE単位は、次のとおりとする。

1. 研究会出席時間に対するCPE単位

50分につき座長（分科会座長含む）は2CPE単位、統括座長及びメンバーは1CPE単位を申請することができる。但し、同じ研究会内において、分科会座長と統括座長を兼務している場合は、分科会座長の立場を優先し、2CPE単位を申請することができる。

年間を通じての総単位数は、累積した時間数を50分で割り、算出するものとする。尚、遠隔地在住、業務多忙等の理由により研究会に出席できないメンバーへのCPE単位付与については、メール、WEB、電話会議等でのやり取りを、座長及び分科会座長の判断でCPE単位を申請することができる。但し、その場合は、やり取りの記録、若しくは議事録等の

エビデンスが必要である。

2. 成果物に対するCPE単位

座長（分科会座長含む）は20CPE単位、メンバー及び統括座長は10CPE単位を申請することができる。但し、同じ研究会内において、分科会座長と統括座長を兼務している場合は、分科会座長の立場を優先し、20CPE単位を申請することができる。

〔10〕 守秘義務

研究会の参加者は、研究会に情報を提供する場合は、内部監査の専門職として倫理綱要を遵守し、内部監査人としての守秘義務を遵守しなければならない。

また、その活動を通じて知り得た日本内部監査協会協会、研究会及び参加者に

関係する組織体、研究会参加者個人などの、一般に公表されていない情報について守秘義務を遵守しなければならない。

以上2点に留意した上、申込書に署名するものとする。

この守秘義務は、研究会参加者が研究会の活動中、活動終了後、退会後も、正会員または個人会員として協会を退会した後にも及ぶものとする。

〔11〕 成果物の著作権

成果物を維持し、広く永く内部監査関係者の使用に供するため、日本内部監査協会が承認した成果物の著作権は、〔7〕の「4. 成果物の取り扱い」記載の、事務局最終承認により、著作（権）者から協会に無償で譲渡されたものとして扱う。

なお、研究会の複数の構成員、参加者が著作したことにより、共同著作物と目されるものも同様の扱いとする。

参加者は申込書に署名することにより、これを事前に承諾したものとする。

〔12〕 他人の著作権の侵害

研究会は成果物の作成において、先行する研究事例等を参照する場合、その出典と、引用である旨を明示して、第三者の

著作権を侵害しないように努めることとする。

また、研究会参加者の関係する組織の著作権や、研究会が識者を外部から招き講義を受ける場合は、その著作権を侵害しないように努めることとする。

他人の著作権を侵害しないよう、研究会参加者はもとより研究会の座長が責任をもって管理するものとする。

〔13〕研究会参加者の成果物使用

参加者が成果物を、自分の所属する組織体の内部監査部門の品質向上や内部監査人の専門能力の向上のために使用する場合は、事務局に事前に申請し、許諾された利用方法及び条件の範囲において成果物を使用することができるものとする。

尚、参加者といえども個人的な利益のために成果物を販売することや、コンサルタント等が業としての内部監査のコンサルティングや教育その他に、成果物を無断で使用することは堅く禁止する。

〔14〕日本内部監査協会、CIAフォーラム研究会等、呼称の無断使用禁止

日本内部監査協会、CIAフォーラム研究会、CIAフォーラム研究会座長などの呼称を、事務局に無断で使用することを禁止する。

また事務局に無断でその呼称を用いて意見を表明したり、成果を発表したりすることも禁止する。

〔15〕運営要綱の変更

本運営要綱の変更は、活動中の座長より意見を聞いた上、世話人会で案を固め、事務局が承認するものとする。

〔16〕自主的退会以外の退会

参加者の長期間欠席が続く場合や、無断欠席が重なる場合は、座長の判断で研究会を退会いただくことがある。この場合、参加者に代わり座長より事務局に退会届を提出するものとする。

更に、座長を含め参加者が、活動の趣旨やルールに違反したと

CIAフォーラム世話人会が認め、事務局が了解した場合は、研究会から退会いただくことがある。

〔17〕 CIAフォーラム事務局

CIAフォーラム事務局の所在地は、次のとおりとする。

一般社団法人日本内部監査協会

〒104-0031 東京都中央区京橋3-3-11

電話：03(6214)2231 FAX：03(6214)2234

附則

1. 本運営要綱は、平成20年9月20日より施行する。
2. 本運営要綱は、平成23年3月14日、一部改正。
3. 本運営要綱は、平成26年4月 4日、一部改正。

以 上